平成二十年十月十日 正する省令を次のように定める。 正する省令を次のように定める。 植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) の農林水産省令第六十六号 農林水産大臣 石破 茂 をっ శ్ఠ

七十三号)の一部を次のように改正する。 第十条第二項中「をいう。」の下に「第二十五条 植物防疫法施行規則 (昭和二十五年農林省令第 植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 第一項の次

加え、法第九条第四項の証明を通知する場合」を条第二項及び第二十二条第二項において同じ。」を第十九条第三項中「をいう。」の下に「第二十一 ただし書若しくは前項の輸入認可証を交付する場「第一項本文の証明書を通知する場合又は第一項 合」に改める。 第四項において同じ。」を加える。 第二十一条中第二項を第三項とし、

に次の一項を加える。

用する。 交付する場合には、第十九条第三項の規定を準電子情報処理組織を使用して前項の証明書を

2

2

輸出の十日前まで (当該植物及びその容器包装の 第二十五条第一項中、を輸出しようとする者は、項の規定を準用する。 消毒命令書を交付する場合には、第十九条第三 電子情報処理組織を使用して前項の廃棄又は第二十二条に次の一項を加える。 あらかじめ」に改め、同条に次の一項

出の三十日前まで) に」を「の検査を受けようと 所在地で検査を受けようとする場合にあつては輸 を加える。 する者は、 この省令は、平成二十年十月十二日から施行す 第三十五条及び第三十五条の十中、第二十二条 の規定を準用する。 請書を提出しようとする者には、 『書を是出しようとする者には、第十条第二項電子情報処理組織を使用して第一項の検査申 第二十二条第一項」に改める。